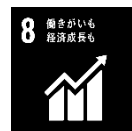
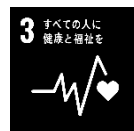


第4期多可町障がい者基本計画  
第7期多可町障がい福祉計画  
第3期多可町障がい児福祉計画

## 【概要版】

令和6年3月

《本計画と特に関連が深いSDGs》



## 計画策定の趣旨

障がいの重度化や重複化、障がいのある人や家族の高齢化等に伴い、福祉サービスのニーズも多様化・複雑化していることから、障がいのある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、令和6（2024）年度を初年度とする「第4期多可町障がい者基本計画・第7期多可町障がい福祉計画・第3期多可町障がい児福祉計画」を策定します。

## 計画の位置づけ

「第4期多可町障がい者基本計画」は障がい者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者施策全般の理念や基本的な方針等を定める計画です。

「第7期多可町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に基づき本町の障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

「第3期多可町障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。

なお、本計画は実効性の観点から、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき策定する「成年後見制度利用促進基本計画」を包含して一体的に策定することとしました。

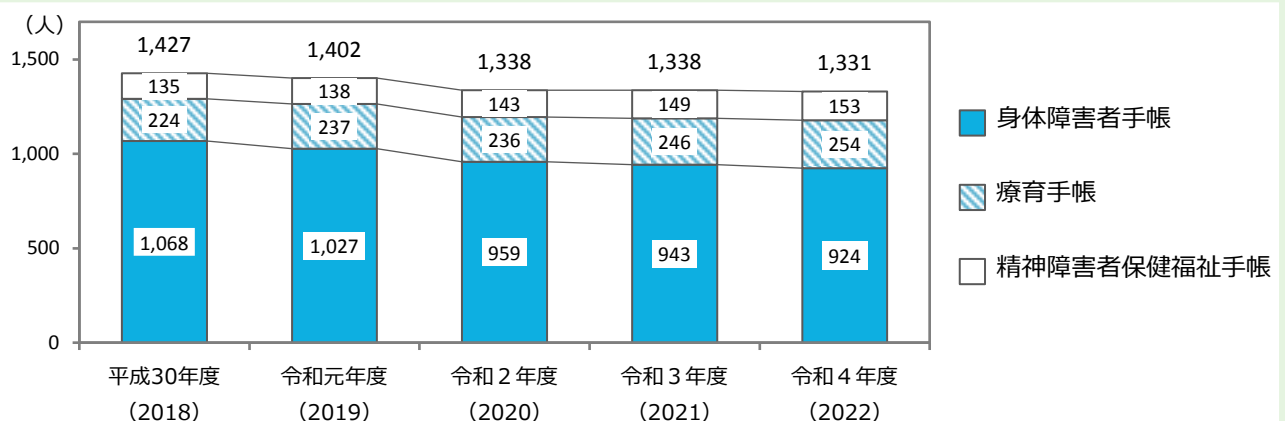
## 計画の期間

「第4期多可町障がい者基本計画」の計画期間については、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

「第7期多可町障がい福祉計画」・「第3期多可町障がい児福祉計画」の計画期間については、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第4期多可町障がい者基本計画 ※「成年後見制度利用促進計画」を包含（6年間）					
第7期多可町障がい福祉計画（3年間）			第8期障がい福祉計画		
第3期多可町障がい児福祉計画（3年間）			第4期障がい児福祉計画		

## 障がい者手帳所持者数の推移



資料：多可町（各年度3月末現在）

### 基本目標

## みんなが笑顔で みんなが住みたくなるまちを みんなで作る

この基本目標のもと、すべての施策がその先にある「笑顔」につながり、すべての人がお互いを尊重し、支えあって暮らせるまちをつくることをめざします。

4つの基本的な視点を設定し、計画の推進を図ります。

#### 基本的な視点1

#### 「あたりまえ」の視点

- 「思いを伝える・伝わる」「新聞を読む」「テレビを見る」「働く」「行きたいところに行く」「学ぶ」「育てる」など、保障されていてあたりまえです。計画の策定、そして推進していく上で絶対に忘れてはならない視点です。

#### 基本的な視点2

#### 「ともに」生きる、「ともに」支えあう

- 障がいやさまざまなハンディを持つ人があたりまえに社会に参加し、互いに支えあいながら、一人ひとりの人権を擁護し、より良い環境を育む社会の実現を目指し、地域で暮らしたいと望む人すべてが暮らし続けていくことができるような地域づくりを推進します。

#### 基本的な視点3

#### みんなで支える支援

- 障がいのある人が、希望する生活を自ら選択、決定し、住みなれた地域で可能な限り自立した生活を送るためには、相談支援体制や各種サービスの充実が欠かせません。そして、個々のサービスでは支援に限界があっても、たくさんの支援者が集まり支えあうことで課題の克服につながります。支援者が協力し、「みんなで支える」視点を持ってこの計画を推進します。

#### 基本的な視点4

#### 一貫した支援

- 障がいを早期に発見し、支援を必要とする子どもや保護者への適切な相談・療育体制の充実を図ります。
- そのために、福祉・保健・教育・就労などの関係課や関係機関との連携を一層強化し、一人ひとりの将来を見据えた、乳幼児期から就園、就学、就労、職場への定着に至るまでの一貫した支援体制の確立を目指します。また、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージや障がいの特性に応じて、障がい者やその家族に対する一貫した相談支援体制の確立に努めます。

## 施策の展開

分野	基本目標	基本施策
<b>分野1</b> 『啓発・理解』 ともに支えあい、 助けあう	1 啓発と理解の促進	(1)障がい、障がい者への理解促進と啓発活動の充実 (2)ボランティアの育成 (3)団体による啓発活動
<b>分野2</b> 『くらし』 住みなれた地域で いきいきとくらす	2 地域における生活支援の充実	(1)相談支援体制の整備 (2)関係機関のネットワークやみんなで支える仕組み (3)在宅支援のための各種サービスの充実 (4)家族への支援の充実 (5)生活の場の確保 (6)障がい者の拠点(居場所づくり)の推進 (7)経済的支援の充実
	3 保健・医療サービスの充実	(1)病気の予防と早期発見・早期治療 (2)療育システムの体制づくり (3)障がい者医療の充実
	4 安心して安全なまちづくりの推進	(1)障がい者の権利擁護の推進 (2)多可町成年後見制度利用促進計画 (3)災害などの緊急時の対応の確立
<b>分野3</b> 『しごと』 おもいきり能力を 発揮しよう	5 就労の場の充実と支援体制の整備	(1)就労の場の確保と雇用の促進 (2)就労支援体制の充実 (3)行政の役割
<b>分野4</b> 『子育て・教育』 のびのび育とう・ 育てよう	6 とともに学び・育つ教育環境の充実	(1)障がい児保育・教育の充実 (2)子どもたちへの啓発・人権教育 (3)子どもの居場所づくりの推進 (4)障がい特性に応じた専門的支援 (5)教職員等の研修・情報交換の充実
<b>分野5</b> 『社会参加』 みんな同じ、 みんなが主役	7 誰一人取り残さないまちづくり	(1)移動支援の推進 (2)余暇活動の充実 (3)分かりやすい、利用しやすい情報提供 (4)障がい別情報提供、コミュニケーション支援の充実 (5)情報バリアフリー化の推進 (6)バリアフリーのまちづくりの促進

## 多可町成年後見制度利用促進計画

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題です。本町では、障がい者基本計画と成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定し、成年後見制度の利用促進の取組を進めることで、誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができる町づくりを進めます。

### 基本目標1

#### 利用者に寄り添った制度の運用を進めます

- 権利侵害からの保護、生活上の基本的ニーズの充足だけでなく、本人らしい生活ができるよう、本人の意思を十分尊重するための意思決定支援を前提とした上で、財産管理や身上保護を中心とした成年後見制度の運用を進めます。

### 基本目標3

#### 制度の利用を促進するための周知・啓発を行い、安心して利用できる環境整備に努めます

- 制度の理解を図るための周知・啓発を行い、制度の利用促進を図ります。
- 各関係機関等のネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努めます。
- 後見人の役割の認識不足などから不正事案が生じたりすることがないように、地域連携ネットワーク等によるチーム体制での支援を進めていきます。

### 基本目標2

#### 地域連携ネットワークづくりと担い手の育成に努めます

- 地域連携ネットワークの構築によって、保健・医療・福祉・司法を含めた連携の仕組みを構築し、制度の広報から利用の相談、マッチング、後見人支援等まで、幅広い支援に努めます。
- 権利擁護支援・制度利用促進機能の強化に向けて、相談機能をはじめ、情報連携の核となる中核機関の設置を検討します。
- 認知症や障がい特性を理解した上で支援を行える担い手として、市民後見人の育成の進め方について検討します。
- 法人後見の可能性について検討します。

## 障がいに関するさまざまなマーク

### 障がい者のための国際シンボルマーク



障がいのある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がいのある人の利用について、ご理解、ご協力をお願いいたします。  
※このマークは車椅子の人に限定するものではなく、障がいのある人全てを対象としたものです。

### オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。  
オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。

## 第7期多可町障がい福祉計画・第3期多可町障がい児福祉計画

### 成果目標

障がい者等の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき令和8（2026）年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

項 目		目標値 (令和8年度)	
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域生活への移行者数	1人	
	施設入所者数の削減見込	1人	
(2) 地域生活支援の充実	地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等の整備	1か所
		運用状況の検証・検討	1回/年
		コーディネーターの配置人数	1人
	強度行動障がい有する者に関する支援ニーズを把握する	把握する	
	強度行動障がい有する者に関する支援体制の整備	—	
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	一般就労への移行者数	移行支援事業	1人
		就労継続支援A型	1人
		就労継続支援B型	1人
	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所の割合	0.0% (0か所)
	就労定着支援事業の利用者数	0人	
	就労定着率	就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合	0.0% (0か所)
(4) 障がい児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置	0か所	
	児童発達支援センターと同等の機能を有する体制の整備	整備済	
	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	構築する	
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	
	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	
(5) 相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの設置	—	
	基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保	—	
	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組に必要な協議会の体制	—	
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	障がい福祉サービス等の質の向上を図る取組の体制	構築済	
(7) 町から福祉施設等への優先発注	障がい者就労施設等からの物品の調達促進	10件 5,000千円	



## 障がい福祉サービス等の見込み

### 障がい福祉サービスの見込み

項目		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	居宅介護	人/月	21	22	22
		時間/月	236	240	243
	重度訪問介護	人/月	0	0	0
		時間/月	0	0	0
	同行援護	人/月	3	3	3
		時間/月	30	30	30
行動援護	人/月	0	0	0	
	時間/月	0	0	0	
重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0	
	時間/月	0	0	0	

項目		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居住系サービス	自立生活援助	人/月	0	0	0
	共同生活援助(グループホーム)	人/月	30	32	34
	※うち重度障がい者数	人/月	14	14	14
	施設入所支援	人/月	25	25	24

項目		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援	計画相談支援	人/月	33	33	33
	地域移行支援	人/月	0	0	0
	地域定着支援	人/月	0	0	0

### 障がい児支援の見込み

項目		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	3	4	5	
	人日/月	36	48	60	
放課後等デイサービス	人/月	11	12	13	
	人日/月	132	144	156	
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	
	人日/月	0	0	0	

項目		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	62	63	64	
	人日/月	1,180	1,195	1,210	
※うち重度障がい者数	人/月	48	49	50	
自立訓練(機能訓練)	人/月	1	1	1	
	人日/月	20	20	20	
自立訓練(生活訓練)	人/月	5	5	5	
	人日/月	75	75	75	
就労選択支援	人/月	-	0	0	
就労移行支援	人/月	4	5	5	
	人日/月	64	80	80	
就労継続支援A型	人/月	33	34	34	
	人日/月	630	650	650	
就労継続支援B型	人/月	73	74	74	
	人日/月	1,200	1,220	1,220	
就労定着支援	人/月	0	0	0	
療養介護	人/月	8	8	8	
短期入所(ショートステイ)	人/月	14	15	15	
	人日/月	84	90	90	
※うち重度障がい者数	人/月	6	6	6	

■地域生活支援事業の見込み

必須事業											
項目		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	項目		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有		自立生活支援用具	件/年	4	4	4
相談支援事業	障がい者相談支援事業	か所	1	1	1		在宅療養等支援用具	件/年	5	5	5
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無		情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3	3
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有		排せつ管理支援用具	件/年	550	550	550
住宅入居等支援事業		実施の有無	有	有	有		住宅改修費	件/年	2	2	2
成年後見制度利用支援事業		人	1	1	1	手話奉仕員養成研修事業	登録者数	3	3	3	
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	0	0	0	移動支援事業	人/年	6	6	6	
意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者派遣事業実利用件数	件/年	50	50	50	時間/年	100	100	100		
	手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	地域活動支援センター(町内)	か所	0	0	0	
						人/年	0	0	0		
						地域活動支援センター(町外)	か所	2	2	2	
						人/年	4	4	4		

任意事業											
項目		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	項目		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援		人/年	16	16	16	促進社会参加事業	障がい者スポーツ大会	参加者数	160	160	160
障がい児タイムケア事業		人/年	8	8	8		知的障がい者スポーツ教室等	回/年	48	48	48
生活訓練等事業		人/年	48	48	48						

● 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、障がいのある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人が社会で活動でき、個性が活かされる環境づくりが必要です。そのため、地域社会、学校、各種団体、サービス事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して計画の推進を図ります。

また、障がいのある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。

発行：多可町  
 編集：多可町 福祉課  
 〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町 123 番地  
 TEL 0795-32-5120 Fax 0795-30-2526  
 発行年月：令和6年3月